

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令案並びに電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の一部を改正する省令案に対して寄せられた意見及びそれに対する総務省の考え方

- 意見募集期間：令和6年1月30日から同年3月4日まで
- 意見提出数：12件
- 意見提出者：以下のとおり

No.	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	個人D
5	個人E
6	個人F
7	個人G
8	個人H
9	個人I
10	個人J
11	個人K
12	個人L

No.	意見	意見に対する総務省の考え方	修正の有無
1	<p>電気通信主任技術者の値上げが理にかなっていない。無線従事者試験では、試験結果通知書等の郵送まで含み、かつ開示もできる試験である。なのに同じ総務省管轄の試験で、値上げもし、郵送もしない、アナログ時計しか使用不可など、受験者が減ってるものを加速するのではないか。学生が受けることもある資格であり、学生の負担は大きく、国家資格として適正価格ではないと考える。民間資格ならば、いくら上げようと営利企業であるため良いと思うが、日本データ通信協会は、法律の定めに従い、試験事務等を総務省に変わってやっているだけであり、一般社団法人であるために、儲けを目的として設立されてはいけない団体である。他にも試験のコストをカットするように、会場を減らす等を行う。やすい会場を使う等などを行えば、コストカットが可能ではないか。</p> <p>学生が受けることを断念すれば、電気通信業界を志望する人が減り、業界も苦しくなってしまうのではないかと考える。</p> <p>また、一例を上げると電気通信主任技術者 伝送交換では、20000円まで上がるのは、仕方ないと思うが29000円まで上げるのは、誰がどう見ても受験者数を減らす方向にしかいかない値上げ額である。試験を受けた際試験事務を行う方が明らかに余っており、巡視等を考えたとしても明らかに過剰である。更に自分達が作成した資格である、情報通信エンジニアがあまり儲けなかったからこちらにしわ寄せが来たのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の額については、電気通信事業法第174条の規定に基づき、実費を勘案して定めることとなっております。</p> <p>また、指定試験機関においては、過去には試験会場の配置見直し(受験者数に比して費用がかさむ会場を削減し、受験者数の多い会場に絞る)、CBT(Computer Based Testing)の導入、支部の廃止(令和4年度末をもって過去10箇所あった支部を廃止)や人員削減といった様々なコスト抑制策をとってきたところですが、昨今の受験者減少によるこれら手数料収入の減少は著しいところとなっております。</p> <p>なお、試験事務は独立採算方式で事業を行っており、試験事務と情報通信エンジニア資格に係る事務とは会計が分かれております。</p>	無
2	<p>電気通信事業法の改訂(工事担任者・電気通信主任技術者受験費用の改訂)内容を確認しました。受験者の減少傾向、事業</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>継続の運用面の課題等、諸般の事情は理解しましたが、受験費用の高額化に伴い、受験者減少はますます増加する事が想定されます。本資格を取得する事による社会的メリットを拡充にする事で、受験者減少に一定の歯止めがかけられるのでは、と思います。</p> <p>例として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本資格を取得する事による業務範囲の拡大(有効な管理、監督範囲の拡大) ・他の資格取得時の優遇措置の拡大(資格取得に伴う一部の科目免除等の拡大) ・災害復旧作業における本資格取得者の有効活用(被災地支援の拡大) <p>本資格に関連した業務に従事している者として、上記ご意見申し上げます、ご検討を賜りますと幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>		
3	<p>現行の試験費用を大幅に引き上げる現在の案であるが、一部科目免除の場合においての手数料減免については合理性を感じるので共感できる一方、改正した試験手数料については大きな違和感を覚える。</p> <p>電気通信主任技術者試験はあくまで試験自体は多岐選択式であり、記述式の試験を採用している試験制度と比べて、はるかに試験事務コストは低くなるはずであるが、同様の難易度の試験とされている情報処理技術者試験は記述や論文試験を含めても7500円となっている。</p> <p>当該試験は</p> <p>https://www.ipa.go.jp/shiken/reports/index.html</p> <p>に統計情報が公開されているが、電気通信主任技術者試験より明らかに受験人数が少ない試験でも上記の試験費用で試験を</p>	<p>電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の額については、電気通信事業法第174条の規定に基づき、実費を勘案して定めることとなっております。</p> <p>これら手数料の額については平成17年の改正以来据え置いてきたところですが、昨今の受験者減少に対し、指定試験機関においては、試験会場の適正配置(受験者数に比して費用がかさむ会場を削減し、受験者数の多い会場に絞る)、CBTの導入、支部の廃止(令和4年度末をもって過去10箇所あった支部を廃止)や人員削減といった様々なコスト抑制策により収支を合わせてきたところです。</p> <p>今般の改正は、今後も安定的に試験制度を運営する観点からこれら手数料の額を見直すものです。</p> <p>なお、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

実施することができており、しかもこの額は最近価格改定をしてこの額となっているので、現在における現実的な試験事務コストのコスト感というのはこの程度の額が正しいものと推定される。このため、法律上は「指定試験機関における試験事務コストを勘案した額」と記載があるが、日本データ通信協会の試験事務コストは社会通念上許容されるレベルを大幅に超えたものとなっていると感じる。

受験費用の高額化に伴って本試験が学生や社会人への参入障壁として成立してしまい、本試験費用の改定が情報通信の健全な発展に悪影響を及ぼしかねない事を強く危惧している。

また、「指定試験機関における試験事務コストを勘案した額」であるとするならば、日本データ通信協会は各試験における試験事務コストがわかるよう、これを損益計算書として公示すべきであろうと考えるが、日本データ通信協会のHP

<https://www.dekyo.or.jp/contents/report.html>

には貸借対照表しか掲示されておらず、会計の原則であるB/S P/Lを両方提示することでそれぞれの表の正しさを相互に証明するといった基礎的なことすらできておらず、極めて稚拙なものとなっている。

すべきことを正しく行い、試験事務コストが足りない事を客観的に明示してから費用の引き上げを改正すべきではないだろうか。あまりに乱暴であると感じる。

【個人C】

できます。

4	<p>受験者数数千人で実技や面接などもなく受験料が3万円近い試験など寡聞にして存じません。</p> <p>試験内容も過去の使い回しが多く作問コストが極端に高いものと思えず、データ通信協会の試験運営能力に疑問符が付きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査料等支出明細書を毎年公開し、かつ事業費などとひとまとめにするのでなく詳細な項目を表示することで第三者が評価可能にする ・客観的に見てデータ通信協会よりも試験運営をうまく行っているIPAや無線協会などの他団体をベンチマーキングして改善点を調査し、それを第三者が評価できる形で報告する ・試験運営能力が高い別の団体に委譲することを検討する <p>最低限この程度は実施してから値上げを検討するべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の額については、電気通信事業法第174条の規定に基づき、実費を勘案した結果の金額となっております。</p>	無
5	<p>受験料、高すぎです。</p> <p>受験者数激減するのは確定だし、すぐにでもCBTに切り替えたほうがいい。</p> <p>誰も受けなくなります。</p> <p style="text-align: right;">【個人E】</p>	<p>電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の額については、電気通信事業法第174条の規定に基づき、実費を勘案して定めることとなっております。</p> <p>なお、指定試験機関において、第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信に係る試験については既にCBTを導入しております。</p>	無

6	<p>電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の改定に反対です。</p> <p>① 受験票及び結果通知書は既に電子化されており、その分実質の試験事務コストは削減されていると思います。</p> <p>② 受験地の統廃合で対応できないのか(無線従事者試験の場合は受験者が少ない場合、試験地の統廃合で対応されています。)</p> <p>③ 受験資格は誰でもとなっており、試験手数料が55%上がると、個人の場合や会社から受験料の負担がない場合、金額的に受験回数の制限や受験自体を諦めることになり受験者数の減少の原因となり、更なる試験手数料の値上げの要因となる。</p> <p>④ 科目合格者の場合、減額規定の撤廃や多数回受験者にとっては今回の改定の受験手数料の負担が重すぎる。</p> <p>以上、運営側の諸事情や受験者の負担を考慮した場合多少の受験手数料の増額は理解できますが、減額規定の撤廃やいきなり55%程度の増額は受験者側からすれば負担が重すぎると考えます。できれば受験者の負担を抑えてもらいたいです。</p> <p>その分受験料を増額する割合を減らし資格者証の申請手数料を増額で調整する等は如何でしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人F】</p>	<p>電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の額については、電気通信事業法第174条の規定に基づき、実費を勘案して定めることとなっております。</p> <p>なお、指定試験機関においては、過去には受験票、試験結果通知のペーパーレス化、試験会場の配置見直し(受験者数に比して費用がかさむ会場を削減し、受験者数の多い会場に絞る)、CBTの導入、支部の廃止(令和4年度末をもって過去10箇所あった支部を廃止)や人員削減といった様々なコスト抑制策により収支を合わせてきたところですが、昨今の受験者減少によるこれら手数料収入の減少は著しいところです。</p> <p>今般の改正は、今後も安定的に試験制度を運営する観点からこれら手数料の額を見直すものです。</p> <p>なお、一部科目免除の際の減額規定について検討したところ、科目免除を行わない受験者に比べ審査、確認等による事務的負担が大きくなり、相当の事務的コストが発生することが判明したため、今般、見直すこととしたものです。</p>	無
---	--	---	---

7	<p>・指定試験機関に試験事務を実施させることができるのは、試験問題の作成等の試験事務は定型的なものが多く、行政機関としての裁量的判断を要するものが少ないため、行政の簡素合理化を図るためであるため、受験者数の減といった状況の変化の中にあっても試験事務を実施するために指定試験機関の指定をすることが必ずしも求められるわけではないのにも関わらず、1万円を超える手数料の改定を行うことは、試験事務の安定的な運営ではなく、日本データ通信協会の安定的な運営を図るためとしか言えないのではないかと。</p> <p>・例えば、他省所管の資格の中には、同一の省が所管しているものにもかかわらず、指定試験機関に試験事務を行わせているものと自省が直接試験事務を実施しているものが混在している例（宅地建物取引士と航空従事者・海事代理士等/国土交通省）があり、大幅な手数料の改定を行う必要があるのであれば、そもそも両資格は、受験者の応益に照らして不均衡な手数料を収受しなければ採算を確保できない時点で、指定試験機関に事務を行わせるに適さないものといえ、総務省が直営で試験事務を行うべきではないのか。</p> <p>・また、いわゆる業務独占資格に係る手数料であって、おのずと当該業務に従事しようとする者全てに不利益となる改正をしようとするのであれば、改正後手数料の積算根拠を明示するべきではないかと。</p> <p>・手数料の規定自体が省令への委任事項であり、本件改正は法制局審査に諮らないからといってあまりに粗雑な改正ではないのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人G】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の額については、電気通信事業法第174条の規定に基づき、実費を勘案して定めることとなっております。</p> <p>なお、指定試験機関においては、過去には試験会場の配置見直し（受験者数に比して費用がかさむ会場を削減し、受験者数の多い会場に絞る）、CBTの導入、支部の廃止（令和4年度末をもって過去10箇所あった支部を廃止）や人員削減といった様々なコスト抑制策をとってきたところですが、昨今の受験者減少によるこれら手数料収入の減少は著しいところです。</p> <p>一般の改正は、今後も安定的に試験制度を運営する観点からこれら手数料の額を見直すものです。</p> <p>また、試験事務の実施においては、公平・中立性のほか、試験問題の作成や可否の判定に関する事務に高い専門性が求められることから、一元的な試験ができ、かつ、電気通信事業法令で要求される知識及び経験を有する人員等を確保することができる指定試験機関（一般財団法人日本データ通信協会）において実施することが適切と考えています。</p>	無
---	--	---	---

8	<p>電気通信主任技術者試験の受験者です。</p> <p>各種国家試験等の手数料(受験料)が値上げ傾向にあることは承知しています。また 50%程度の値上げをした試験があることも知っています。</p> <p>しかし現行でも高額の部類に入ると思われますし、改正後の3万円近い金額は受験者としては容認したくありません。</p> <p>他の試験の実施団体とも情報共有してより安価な試験会場の確保など、できるだけ値上げ幅を圧縮してもらうように要望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人H】</p>	<p>電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の額については、電気通信事業法第174条の規定に基づき、実費を勘案して定めることとなっております。</p>	無
9	<p>まず結論として、受験料改正には「消極的ながら賛成」である。</p> <p>受験者減少による収入減で、割が合わなくなってきたから受験料を上げさせて欲しい…という事であるが、まずは日本データ通信協会の試算なり積算根拠を出して頂きたい。</p> <p>何にどれだけ使います、なのでこれだけは経費として欲しい…と、試算や積算根拠を出すのは一般企業では当たり前の事です。財団法人だから出さなくていい、公表しなくていいという事ではありません。</p> <p>そのあたりを見て、仕方ないねとなれば、値上げには反対致しません。</p> <p>あと、いきなりドカンと値上げは止めて頂きたい。</p> <p>緩やかに、何段階かに分けての受験料改正にして頂かないと、この資格を受けようとする者に対する負担があまりにも大き過ぎます。特に工事担任者は、高校生が受けているという事実をご存知ですか？値上げはそのまま子供の負担だけでなく、裏で支払ってる親の負担にもなります。</p> <p>また電気通信主任技術者であれば、1万円以上の大幅な値上げとなり、更なる受験者抑制となる可能性もあります。</p> <p>こういう資格はお仕事資格なので、会社が受験料を負担するか</p>	<p>試験手数料の額については平成 17 年の改正以来据え置いてきたところですが、昨今の受験者減少に対し、指定試験機関においては、試験会場の適正配置(受験者数に比して費用がかさむ会場を削減し、受験者数の多い会場に絞る)、CBTの導入、支部の廃止(令和4年度末をもって過去10箇所あった支部を廃止)や人員削減といった様々なコスト抑制策により収支を合わせてきたところです。</p> <p>今般の改正は、今後も安定的に試験制度を運営する観点からこれら手数料の額を見直すものです。</p> <p>その他いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>ら、大幅値上げしてもいいだろう…という考えは止めて頂きたいです。自己研鑽で自腹を切って受験している者も大勢居ます。また、雇用条件として「デジタル一級取ってからね」としている企業もあるようです。(その場合の負担は全て個人負担)</p> <p>まずはデータ通信協会のあり方を問います。人当庁費は一般企業では積算出来ませんので、省く様な指導も必要です。官庁独特な積算方式も改めて頂きたい。</p> <p>その上で値上げを認めます。</p> <p>値上げ幅を抑制出来るなら、しっかり抑制して頂き、どうしても上げざるを得ないのなら何ステップかの段階を踏んでの値上げをお願いしたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人 I】</p>		
10	<p>費用が高すぎると考える。</p> <p>今回の改正で、試験の費用が約 1.5 倍になっているようであるが、それは過度の費用上昇であると考える。</p> <p>1.2 倍内程度で留めるべきと考える。(その程度の上昇で物価等上昇分については補えるはずと考える。)</p> <p>意見は以上である。</p> <p style="text-align: right;">【個人 J】</p>	<p>電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の額については、電気通信事業法第 174 条の規定に基づき、実費を勘案して定めることとなっております。</p>	無
11	<p>工事担任者及び電気通信主任技術者試験手数料の引き上げは、更なる受験者数減少に繋がりがかねない為、再検討をお願いしたい。島根県在住者ですが、以前は工事担任者の試験においては、米子会場があり受けやすい状況にありましたが、近年では広島まで行かなくてはならない為、時間と費用がかかります。その上、受験手数料の引き上げとなると、かなりの費用負担となります。仮に費用を上げざる負えないのであれば、全ての試験に CBT 方式を導入して頂きたい。</p>	<p>電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の額については平成 17 年の改正以来据え置いてきたところですが、昨今の受験者減少に対し、指定試験機関においては、試験会場の適正配置(受験者数に比して費用がかさむ会場を削減し、受験者数の多い会場に絞る)、CBTの導入、支部の廃止(令和 4 年度末をもって過去 10 箇所あった支部を廃止)や人員削減といった様々なコスト抑制策により収支を合わせてきたところです。</p> <p>これら手数料の額については、電気通信事業法第 174 条の規</p>	無

	【個人 K】	定に基づき、実費を勘案して定めることとなっております。 その他いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	
12	<p>・改正案妥当性について 意見募集要領「2. 意見公募の概要」のよると「電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の受験者数は減少傾向にあり、これら試験の手数料収入は減少し、現行の手数料の額と実費に乖離が生じている。」とある。 しかしながら、今回の見直しにあたり改正案価格の妥当性が示されていない。 改正案が妥当である根拠を示さなければ、今後同様の理由でいくらでも値上げが可能である 値上げが必要であるならその根拠を示し、妥当性について国民の理解を得ることが必要ではないか。</p> <p>・改正に至った経緯について 「現行手数料と実費に乖離」とあるが、「実費」の精査はどのように行ったのか 委託している日本データ通信協会の経費について十分な縮減の努力がされているかを確認する等 金額の上昇を最小限にするためにどのような処置を行ってきたか示すべきである。</p> <p>・他の試験との横並びについて 同じ総務省管轄の無線従事者試験と比較すると 第一級陸上無線技術士は2日間にかけて4科目の試験が行われる。 1日で3科目の電気通信主任技術者より試験実施にかかる手間は大きいと思われるが 第一級陸上無線技術士は 16,500 円に対して電気通信主任技術</p>	<p>電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料の額については、電気通信事業法第 174 条の規定に基づき、実費を勘案して定めることとなっております。 これら手数料の額については平成 17 年の改正以来据え置いてきたところですが、昨今の受験者減少による収入の減少に対し、指定試験機関においては、試験会場の適正配置（受験者数に比して費用がかさむ会場を削減し、受験者数の多い会場に絞る）、C BTの導入、支部の廃止（令和 4 年度末をもって過去 10 箇所あった支部を廃止）や人員削減といった様々なコスト抑制策により収支を合わせてきたところです。 一般の改正は、こうした背景を踏まえ、今後も安定的に試験制度を運営する観点からこれら手数料の額を見直すものです。 また、試験事務の実施においては、公平・中立性のほか、試験問題の作成や可否の判定に関する事務に高い専門性が求められることから、一元的な試験ができ、かつ、電気通信事業法令で要求される知識及び経験を有する人員等を確保することができる指定試験機関（一般財団法人日本データ通信協会）において実施することが適当と考えられます。 その他いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>者では改正前でも 18,700 円と高額であることを鑑みれば改正案の 29,000 円はとても容認できるものではない。</p> <p>日本無線協会なら 16,500 円でできることがなぜ日本データ通信協会では改正後、</p> <p>2 倍に近い費用が必要なのか十分な説明をするべきである。</p> <p>また、電気通信主任技術者や工事担任者の試験も日本無線協会に委託して実施することで安価な実施が可能ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人 L】</p>		
--	--	--	--

※ その他、本件とは関係ない御意見を2件いただきました。